

9、行政訴訟の役割 権利保護 + 行政統制

10、「法の支配」、「裁判を受ける権利」を損なわない行政訴訟制度

11、近代国家の論理と裁判拒否（門前払い）

12、隙間のない制度

13、民事訴訟と行政訴訟の役割分担の基準

14、現代的訴訟・公益訴訟への対応

15、根幹的問題としての違法性（とくに裁量限界ないし審理方法）

16、国・公共団体の控訴・上告

17、一般法と個別法

18、判検交流

個別的論点

- 1、抗告訴訟を維持するかどうか
- 2、抗告訴訟の確認訴訟化
- 3、訴訟形式の細分化をするかどうか。 * イギリス的「司法審査の申請」?
- 4、抗告訴訟の対象になる行為の拡張（抗告訴訟に汎用性を与える）
- 5、取消訴訟の排他的管轄の廃止
- 6、抗告訴訟が不適法である場合の民事訴訟への訴えの変更あるいは訴えの併合
- 7、原告適格に関する規定の修正
- 8、環境行政、消費者行政などの分野でのいわゆる現代型訴訟（内容的には、公益を代表する訴訟）への対応、団体訴訟の一定の範囲での許容
- 9、訴えの利益 処分消滅後の訴え（名誉・信用の利益の保護）+ 事業完成後の訴え
- 10、被告 行政庁から行政主体へ
- 11、出訴期間の延長
- 12、第1審裁判管轄 被告所在地主義の修正（cf.情報公開法）
- 13、行政庁の証拠開示義務
- 14、職権探知
- 15、取消判決の第三者効
- 16、事情判決
- 17、理由の変更による処分の繰り返しの禁止
- 18、仮の権利保護制度の改善
- 19、手数料（印紙代）
- 20、不服申立の完全任意化
- 21、原処分主義の緩和
- 22、不作為の違法確認訴訟から義務づけ訴訟へ
- 23、予防的不作為訴訟の導入
- 24、規範統制訴訟の導入
- 25、公法上の当事者訴訟の廃止
- 26、行政指導の違法確認などの訴訟
- 27、仮処分制限規定の廃止